

教政課第50号
令和3年5月11日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育政策課長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた
小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への
対応に関する留意事項について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省から連絡がありましたので周知いたします。
文部科学省事務連絡の内容に御留意の上、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の
徹底をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新旧対照表）

○学校の取扱いに係る記載

新	旧
三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 7) 学校等の取扱い ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。<u>特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を抑えるよう周知徹底を図る。</u>都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。	三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 7) 学校等の取扱い ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。_____都道府県は、_____学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。